

# 令和5年度版 退職者のための健康雇用保険マニュアルシート

## 【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和5年8月1日より次のとおり変更されました。

### ■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

#### ①雇用保険で受けられる給付（6頁）

図表⑥、図表⑦の下線部が次のように変わりました。

図表⑥●賃金日額に応じた率（令和5年8月1日～）

年齢	賃金日額	2,746円以上	5,110円以上	11,300円超	12,580円超
		5,110円未満	11,300円以下	12,580円以下	
60歳未満	80%	80%～50%		50%	
60歳～64歳	80%	80%～45%	45%		

\*賃金日額の下限額は2,746円。

図表⑦●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和5年8月1日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	<u>13,890円</u>	<u>6,945円</u>
30歳～44歳	<u>15,430円</u>	<u>7,715円</u>
45歳～59歳	<u>16,980円</u>	<u>8,490円</u>
60歳～64歳	<u>16,210円</u>	<u>7,294円</u>

\*基本手当日額の下限額は年齢に関係なく2,196円。

\*年齢区分は、退職の日における年齢。

### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

#### ②60歳以後も引き続き働く——高年齢雇用継続給付（7頁）

高年齢雇用継続基本給付金の記述の下線部が次のように変わりました。

#### 受けられる条件(下記のすべてに該当)

- ・各月の賃金が支給限度額の370,452円未満であること（令和5年8月1日～）

高年齢再就職給付金の記述の下線部が次のように変わりました。

※賃金が370,452円以上や再就職手当を受給の場合は受けられません。

（厚生労働省令和5年7月26日発表資料より）